

生命保険料控除制度について

更新日：2026年1月5日

● 生命保険料控除制度とは？

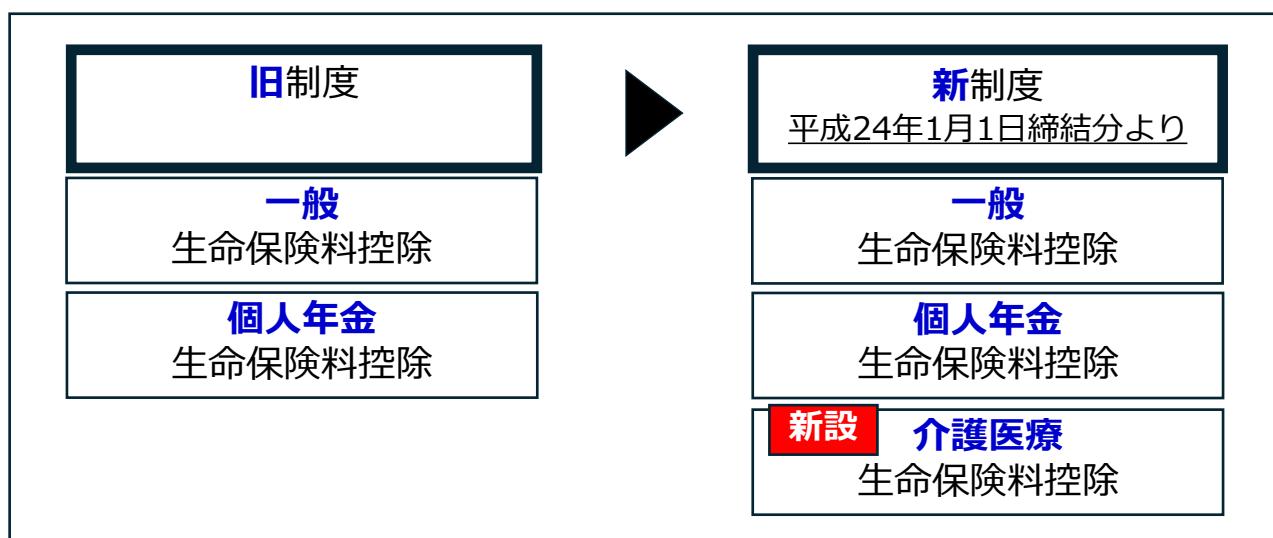
- その年の1月から12月までに払い込んだ生命保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減される制度です。

● 所得からいくら控除されますか？

- 所得税では最高12万円、住民税では最高7万円が所得から控除されます。

● どの生命保険料が控除の対象になりますか？

- 現在は以下のとおり3区分（一般・個人年金・介護医療）あります。また、契約締結時期により旧制度と新制度に分けられます。旧制度適用契約も引き続き控除の対象になります。



● 自分の契約はどの区分で、対象となる生命保険料はいくらになりますか？

➤ 当社から発送する「生命保険料控除証明書」をご確認ください。

旧制度・新制度の表示

<一般・介護医療用>

生命保険料控除証明書(一般・介護医療用)					
証券番号					
保険種類	保険期間				
契約日	払込方法 年 回				
一般生命保険料(a)	配当金(b)	一般証明額(a-b)			
円	円	円			
介護医療保険料(c)	配当金(d)	介護医療証明額(c-d)			
円	円	円			
年 月までのお払込額を上記の通り証明します。 () ()					
【ご参考】月払または半年払契約で証明日以降、本年内に12月分までの保険料をお払込みいただいたときの申告額は以下のとおりです。					
区分	年間保険料(イ)	年間配当金(ロ)	申告額(イ-ロ)		
一般用	円	円	円		
介護医療用	円	円	円		
証明日					
フコクしんらい生命保険株式会社					

証明日時点の払込保険料の表示

※一時払・年払契約はこの金額で申告

<個人年金用>

生命保険料控除証明書(個人年金用)					
年金受取人	受取人の生年月日				
証券番号					
契約日	年	月	払込方法	年金支払開始日	年金支払期間
年	月	回			
個人年金保険料(a)	配当金(b)	個人年金証明額(a-b)			
円	円	円			
一般生命保険料(c)	配当金(d)	一般証明額(c-d)			
円	円	円			
介護医療保険料(e)	配当金(f)	介護医療証明額(e-f)			
円	円	円			
年 月までのお払込額を上記の通り証明します。 () ()					
【ご参考】月払または半年払契約で証明日以降、本年内に12月分までの保険料をお払込みいただいたときの申告額は以下のとおりです。					
区分	年間保険料(イ)	年間配当金(ロ)	申告額(イ-ロ)		
個人年金用	円	円	円		
一般用	円	円	円		
介護医療用	円	円	円		
証明日					
フコクしんらい生命保険株式会社					

年間保険料の表示 ※月払・半年払で12月分保険料までお払込みいただくときはこの金額で申告

- 各区分（一般・個人年金・介護医療）はそれぞれ所得からいくら控除されますか？

➤ 下図をご確認ください。区分ごとに控除額を計算します。

全体の所得控除限度額：所得税12万円・住民税7万円			
	旧制度	新制度	
一般 生命保険料 控除	所得税 5万円 住民税 3.5万円	所得税 4万円(※) 住民税 2.8万円	
個人年金 生命保険料 控除	所得税 5万円 住民税 3.5万円	所得税 4万円 住民税 2.8万円	
介護医療 生命保険料 控除		所得税 4万円 住民税 2.8万円	

(※)令和8年分については23才未満の扶養親族を有する場合は6万円に拡充

<「一般」の「所得税」の控除額を計算する場合>

つぎの①②いずれかに該当するかを確認する。

- ①旧制度契約のみ
- ②新制度契約のみ、または旧制度と新制度契約の両方

①の場合：5万円を限度に旧制度のみで控除する。

②の場合

②-1. 23才未満の扶養親族を有する : 6万円を限度に控除する（新旧制度を合算）。

②-2. 23才未満の扶養親族を有しない

②-2-1. 旧制度契約の控除額が4万円以上

: 5万円を限度に旧制度のみで控除する。

②-2-2. 旧制度契約の控除額が4万円未満

: 4万円を限度に控除する（新旧制度を合算）。

● 「一般」区分における所得税の控除額の計算方法は？

➤ 下表をご確認ください。

<「一般」・所得税・旧制度（平成23年12月31日締結分まで）>

年間の払込保険料等	控除額
25,000円以下	払込保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	払込保険料等×1/2 + 12,500円
50,000円超100,000円以下	払込保険料等×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

<「一般」・所得税・新制度（平成24年1月1日締結分から）（※）>

年間の払込保険料等	控除額
20,000円以下	払込保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	払込保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

（※）令和8年分の控除額について23才未満の扶養親族（*1）を有する場合は以下の通り拡充されます。（*2）

年間の払込保険料等	控除額
30,000円以下	払込保険料等の全額
30,000円超60,000円以下	払込保険料等×1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	払込保険料等×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

（*1）原則として、その年の12月31日時点の状況によります。

（*2）例えばご夫婦に1人の23才未満の扶養親族がいる場合は、その夫婦双方とも、この拡充措置を受けることができます（生計を一にする親族の中で、23才未満の扶養親族がいる場合は、両親に限らず対象となります）。

● 「一般」区分における**住民税**の控除額の計算方法は？

➤ 下表をご確認ください。

<「一般」・住民税・旧制度（平成23年12月31日締結分まで）>

年間の払込保険料等	控除額
15,000円以下	払込保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2 + 7,500円
40,000円超70,000円以下	払込保険料等×1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円

<「一般」・住民税・新制度（平成24年1月1日締結分から）>

年間の払込保険料等	控除額
12,000円以下	払込保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	払込保険料等×1/2 + 6,000円
32,000円超56,000円以下	払込保険料等×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

● 「個人年金」区分における所得税の控除額の計算方法は？

➤ 下表をご確認ください。

<「個人年金」・所得税・旧制度（平成23年12月31日締結分まで）>

年間の払込保険料等	控除額
25,000円以下	払込保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	払込保険料等×1/2 + 12,500円
50,000円超100,000円以下	払込保険料等×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

<「個人年金」・所得税・新制度（平成24年1月1日締結分から）>

年間の払込保険料等	控除額
20,000円以下	払込保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	払込保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

● 「個人年金」区分における住民税の控除額の計算方法は？

➤ 下表をご確認ください。

<「個人年金」・住民税・旧制度（平成23年12月31日締結分まで）>

年間の払込保険料等	控除額
15,000円以下	払込保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2 + 7,500円
40,000円超70,000円以下	払込保険料等×1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円

<「個人年金」・住民税・新制度（平成24年1月1日締結分から）>

年間の払込保険料等	控除額
12,000円以下	払込保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	払込保険料等×1/2 + 6,000円
32,000円超56,000円以下	払込保険料等×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

- 「介護医療」区分における所得税の控除額の計算方法は？

➤ 下表をご確認ください。

<「介護医療」・所得税・新制度（平成24年1月1日締結分から）>

年間の払込保険料等	控除額
20,000円以下	払込保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超80,000円以下	払込保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

- 「介護医療」区分における住民税の控除額の計算方法は？

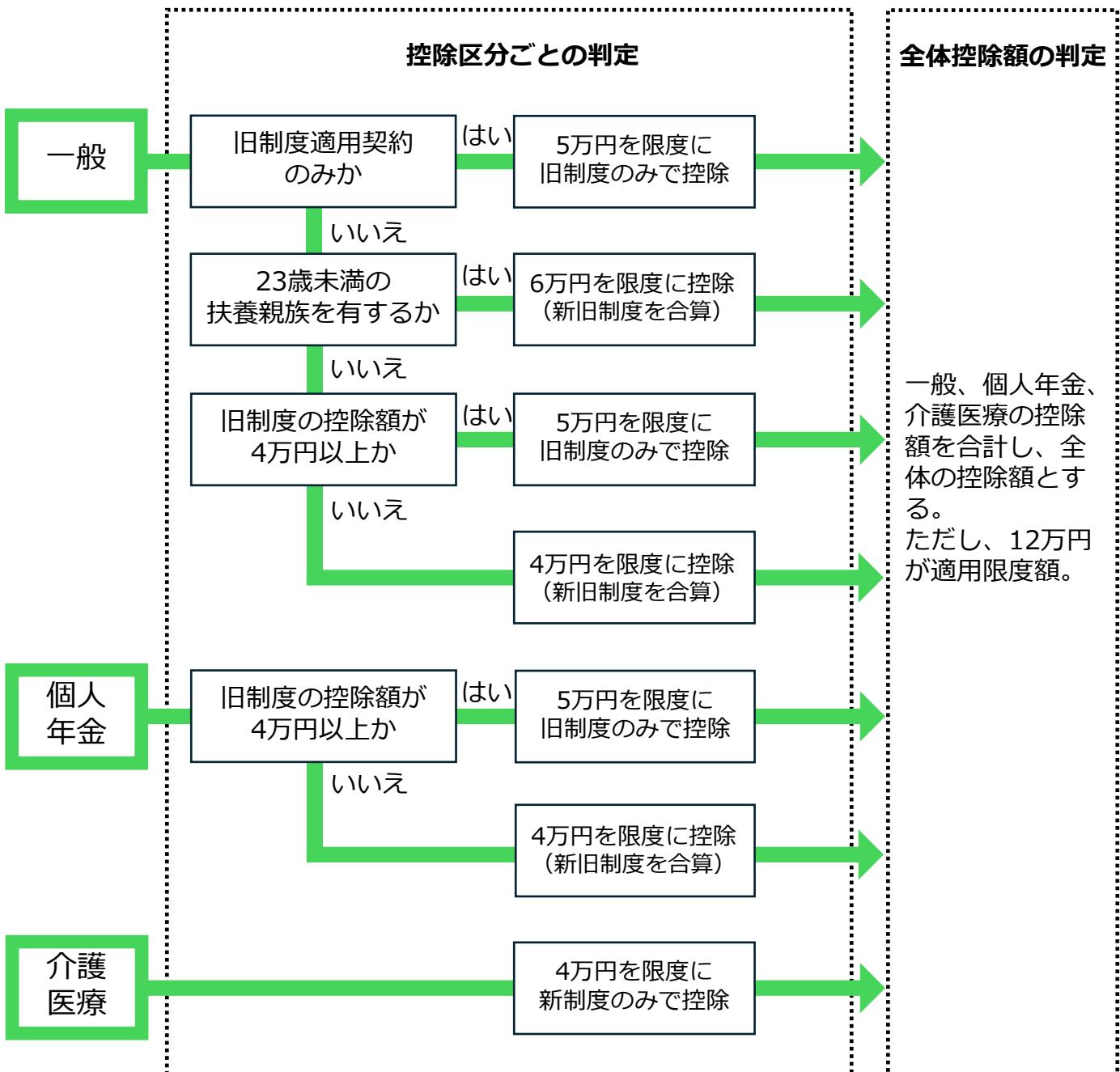
➤ 下表をご確認ください。

<「介護医療」・住民税・新制度（平成24年1月1日締結分から）>

年間の払込保険料等	控除額
12,000円以下	払込保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	払込保険料等×1/2 + 6,000円
32,000円超56,000円以下	払込保険料等×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

● 控除額判定用フローチャート

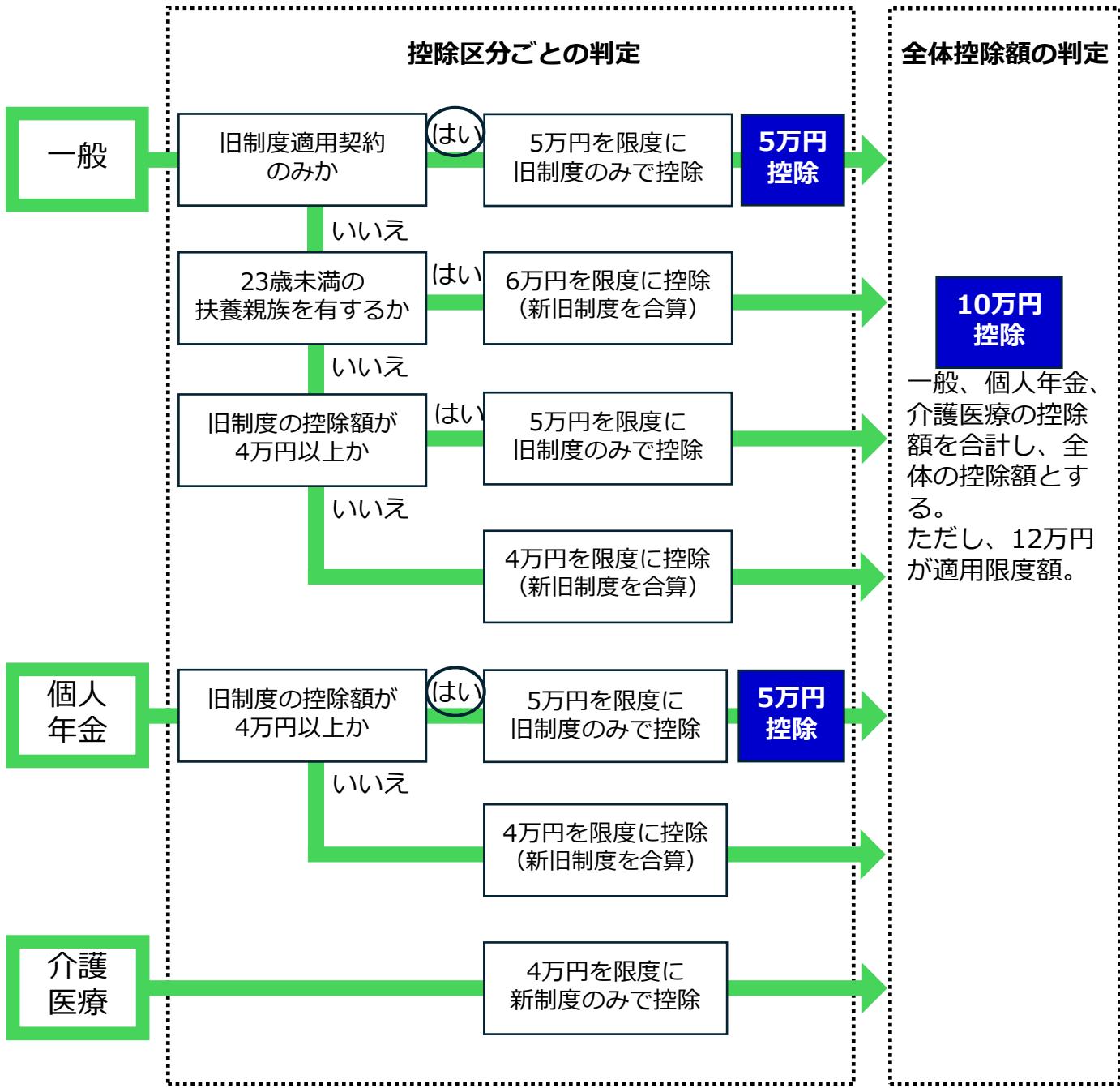
➤ 以下のフローチャートを使用して所得税の控除額をご確認ください。



● 事例確認（所得税①） 旧制度適用契約のみ加入

- ・旧制度生命保険料：「一般」11万円、「個人年金」11万円

➤ 控除額は下図のとおりです。



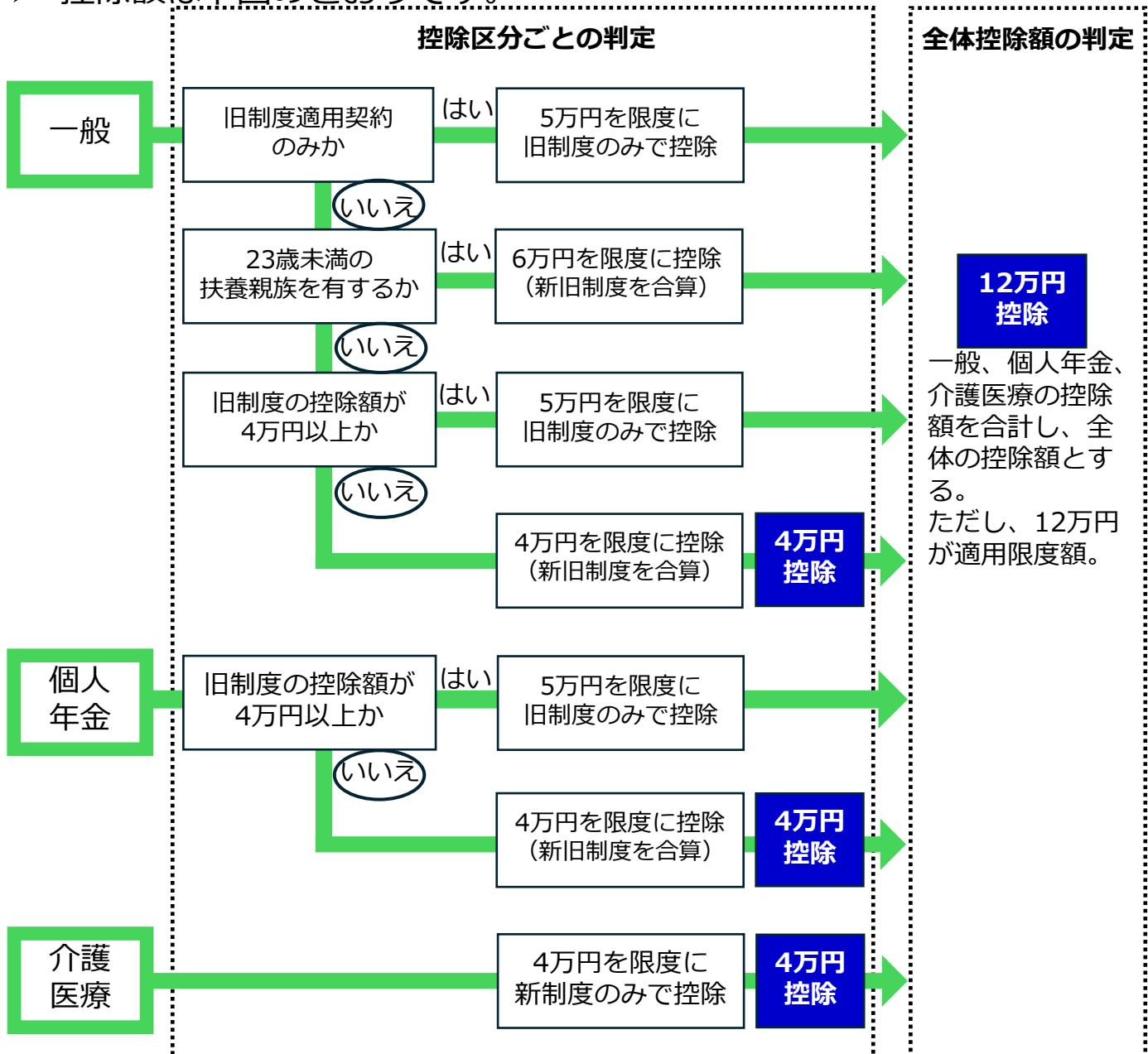
● 事例確認（所得税②）

新・旧適用契約両方に加入・23歳扶養親族なし

旧制度適用契約の控除額が4万円未満

- ・旧制度生命保険料：「一般」3万円、「個人年金」2万円
- ・新制度生命保険料：「一般」2万円、「個人年金」3万円、「介護医療」8万円

➤ 控除額は下図のとおりです。



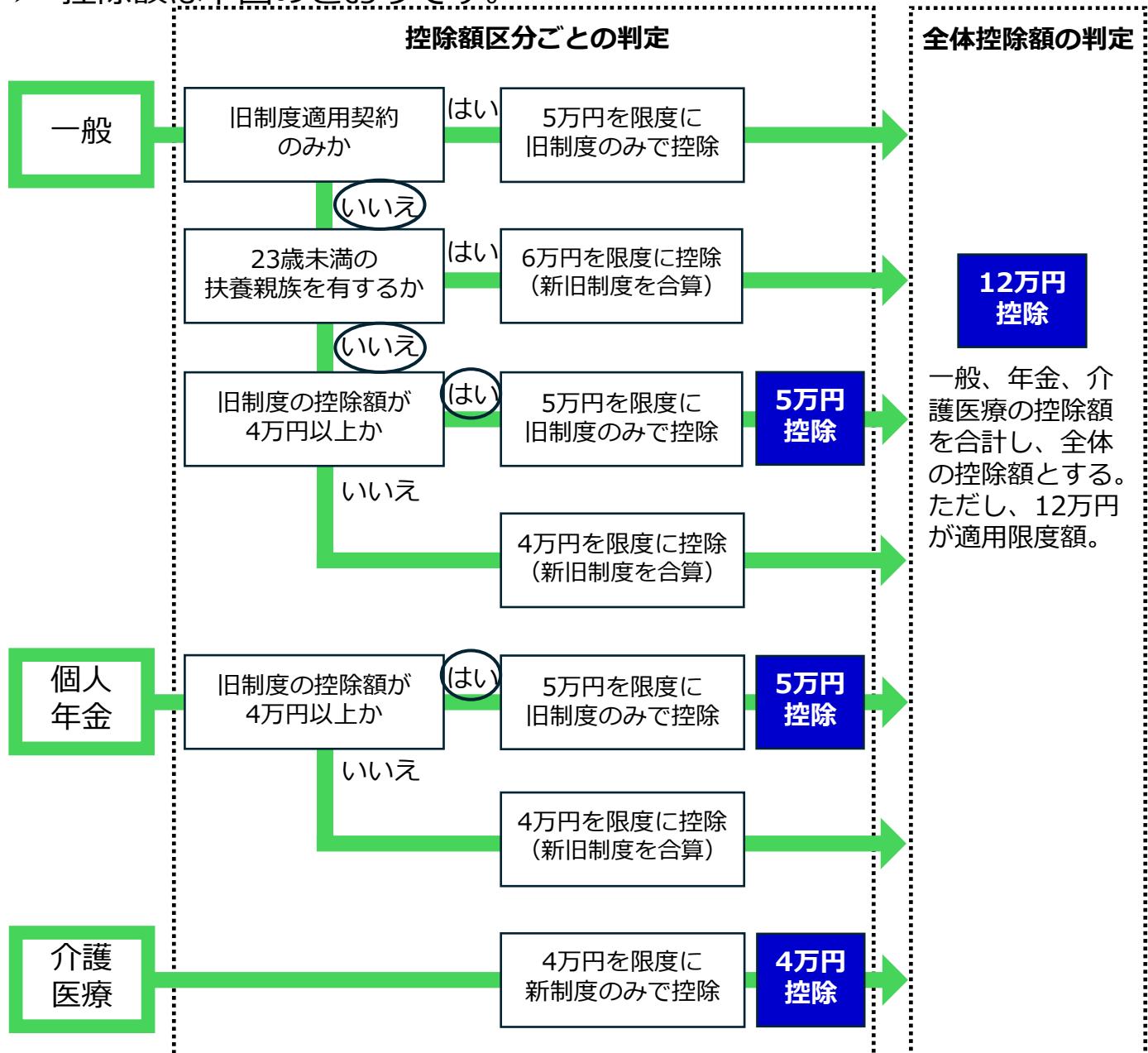
● 事例確認（所得税③）

新・旧適用契約両方に加入・23歳扶養親族なし

旧制度適用契約の控除額が4万円以上

- ・旧制度生命保険料：「一般」11万円、「個人年金」11万円
- ・新制度生命保険料：「一般」8万円、「個人年金」0万円、「介護医療」8万円

➤ 控除額は下図のとおりです。



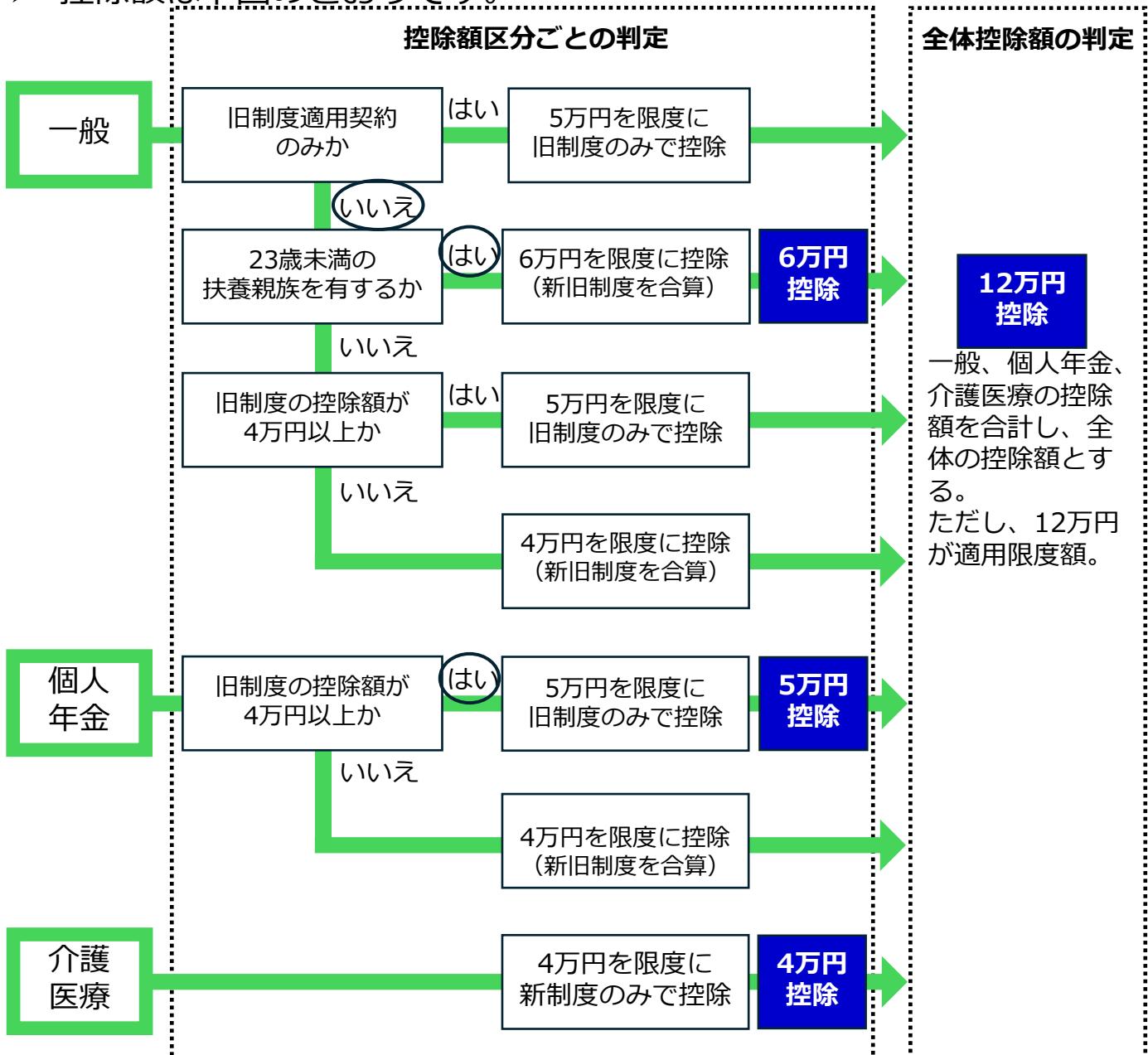
● 事例確認（所得税④）

新・旧適用契約両方に加入・23歳扶養親族あり

旧制度適用契約の控除額が4万円以上

- ・旧制度生命保険料：「一般」11万円、「年金」11万円
- ・新制度生命保険料：「一般」8万円、「年金」0万円、「介護医療」8万円

➤ 控除額は下図のとおりです。



- **生命保険料控除証明書は毎年いつごろ発送されますか？**
 - 一時払契約、年払・半年払契約の場合（9月末時点での入金確認分）は10月の中旬、月払契約の場合は10月下旬に当社から発送しております。
 - 10月以降に成立した契約の生命保険料控除証明書は、成立後に順次発送しております。
- **保険契約を今年解約しました。生命保険料控除証明書は発行されますか？**
 - 証明年内に保険料のお払込みがあった場合、それまでの生命保険料控除証明書が10月に発行されます。
- **生命保険料控除証明書には、「証明額」と「申告額」の2種類の金額が記載されていますが、どちらの金額で申告するのですか？**
 - 「申告額」に記載されている金額で申告してください。
 - ※ 「証明額」は、その年の1月以降、生命保険料控除証明書を発行する時点までにお払込みいただいた金額です。
 - ※ 「申告額」は、月払または半年払契約で証明日以降、その年中に12月分までの保険料をお払込みいただく場合の金額です。

- **3年前に一時払で生命保険に加入しましたが、今年の生命保険料控除の対象になりますか？**
- 生命保険料控除の制度は、申告する年（1月～12月）の所得からその年にお支払いいただいた一定の保険料を差引く制度です。したがって3年前に一時払でご加入の契約の場合、ご加入いただいた年にお支払いいただいた保険料のみが対象になり、今年の生命保険料控除の対象とはなりません。（生命保険料控除証明書の発行はご加入いただいた年の一回限りとなり、それ以降は発行されません。）
- **一時払の生命保険に加入しています。生命保険料控除証明書が毎年送られるよう保険料を分割できませんか？**
- 一時払は保険期間の全期間分の保険料を一括でお支払いいただいておりますので、生命保険料控除証明書を毎年送付することはできません（前納の場合の預かり保険料とは異なります）。
- **個人年金保険に加入していますが、生命保険料控除証明書が一般用になっているのはどうしてですか？**
- 生命保険料控除の個人年金枠は、一定の条件をみたした個人年金保険料税制適格特約を付加した商品のみが対象になりますので、個人年金保険料税制適格特約を付加した契約以外は一般用となります。

- **生命保険料控除証明予定額のご案内が届きましたが、この通知は生命保険料控除証明書として使用できますか？**

- この通知は生命保険料控除証明書としては使用できません。勤務先への年末調整書類の提出をお急ぎの場合は、この通知にもとづいて年末調整書類を作成し、後日生命保険料控除証明書を提出することで年末調整をうけることができる場合があります。

※生命保険料控除証明書は保険料払込後にお送りいたします。

※勤務先により取扱いが異なる場合がありますので、事前に勤務先担当者さまへ確認してください。